

（仮称）厚木市犯罪被害者等支援条例制定方針（案）について

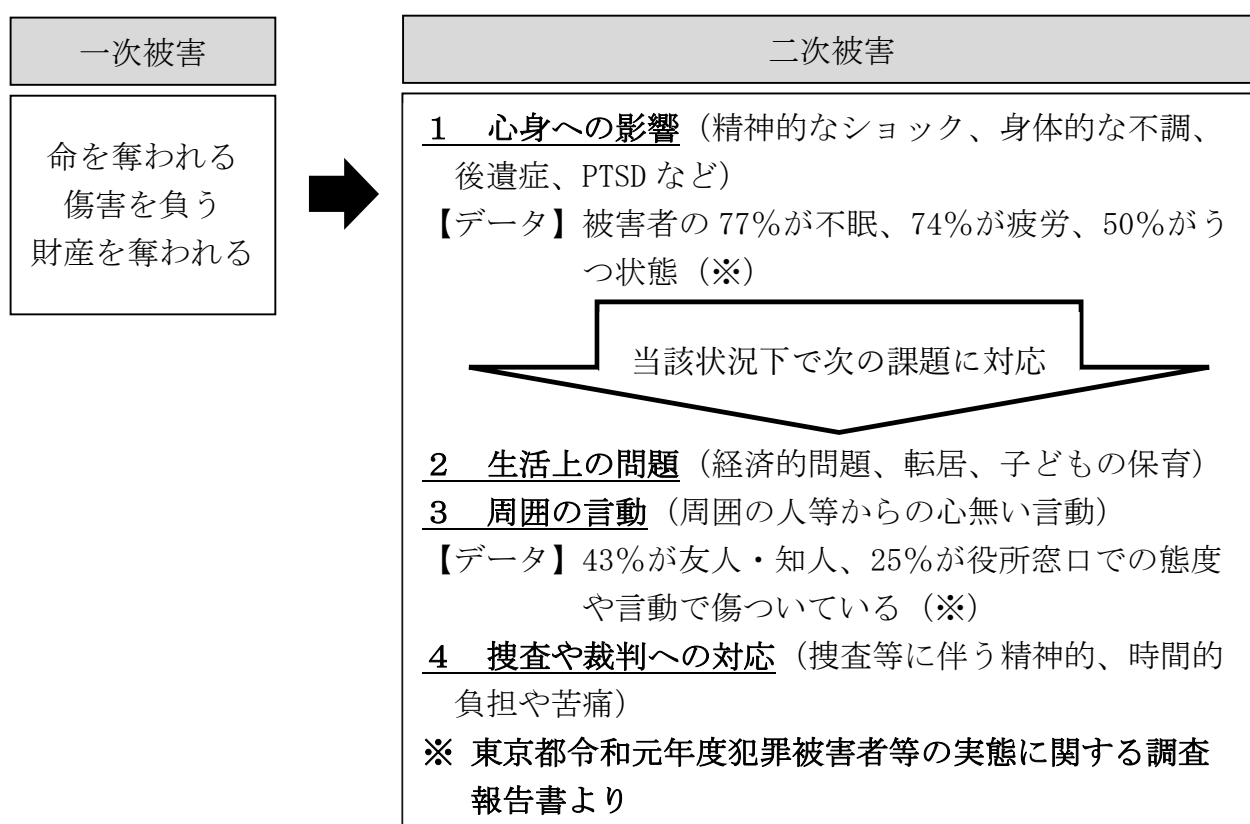
1 条例制定の趣旨

犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるという目に見える被害（一次被害）に加え、理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛や身体の不調等（二次被害）の再被害にも苦しめられます。

犯罪被害者等を支える社会の構築には、行政だけではなく、市民や事業者等を含めた社会全体としての取組が不可欠であり、市民等の理解の下、地域全体で共通認識を持ちながら、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを推進することが重要です。

このため、本市としての支援を行う目的や基本理念、施策、行政・市民・事業者等の責務などを明確化することで、犯罪被害者等支援に係る市民等の理解を深めるとともに、社会全体で支える地域社会づくりを推進するため（仮称）厚木市犯罪被害者等支援条例を制定するものです。

犯罪被害者等とは・・・犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
犯罪等・・・・・・・・・・犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為



2 犯罪被害者等支援の現状と背景

(1) 国

平成 16 年に犯罪被害者等基本法が制定されました。

同法では「犯罪被害者等の権利利益の保護を図ること」を目的としており、「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する」ことを基本理念として規定しています。

また、国及び地方公共団体の責務が規定されており、それぞれの役割分担を明確にしています。

令和 3 年に策定された第 4 次犯罪被害者等基本計画（計画期間：令和 3 年～7 年度）では、国は地方公共団体に犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供を行うこと、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を周知するよう地方公共団体に要請することなどが位置付けられています。

(2) 神奈川県

平成 21 年に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を施行し、この条例に基づき支援推進計画を策定し、総合的、計画的に取り組んでいます。

また、この条例に基づき、県、県警察、神奈川県被害者支援センターが一体となって運営する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置し、様々な相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供しています。

支援対象	原則として、殺人、傷害、性犯罪等により心身に被害を受けられた方やその家族等
支援内容	① 法律相談（2 回まで） ② カウンセリング（10 回まで） ③ 検察庁・裁判所等への付添い ④ ホテル宿泊（3 日以内） ⑤ 県営住宅一時使用（原則 3 か月以内） ⑥ 見舞金（遺族見舞金 70 万円、重傷病見舞金 40 万円、転居見舞金 20 万円）

(3) 厚木市

「犯罪被害者等支援の総合的対応窓口」を設置し、職員（事務職員や県警から派遣の警察官）による相談を行っています。

ア 市内刑法犯認知件数

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	総数
令和4年	11	56	819	57	22	91	1,056
令和5年	12	73	998	71	9	99	1,262

イ かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける支援状況

	厚木市民の相談	【参考】相談総数
令和4年	4人	160人
令和5年	2人	210人

ウ 市の窓口へ相談した被害者 0人

3 県及び市の役割

犯罪被害者等基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

これに基づき、神奈川県では、重大犯罪の犯罪被害者等に対する支援や広域的な広報活動などを行い、市では重大犯罪に限らず支援を必要とする犯罪被害者等への支援、身近な地域における広報啓発など、きめ細やかな支援に取り組む必要があります。

4 本市として検討する犯罪被害者等支援策

次の支援策の検討を行います。

- (1) 犯罪被害者等に特化した支援の実施
日常生活支援、経済的支援、住居支援、相談支援
- (2) 犯罪被害者等を支援するための体制整備
専門職の配置、職員研修、支援員支援
- (3) 被害者等が置かれている状況の理解や相談窓口の広報啓発
市民・事業者・庁内への広報、啓発

5 県内他市町村の条例制定の状況

市町村では、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、湯河原町の 10 自治体が犯罪被害者支援に特化した条例を定めています。

施行年度	自治体
平成 15 年度	寒川町
平成 27 年度	茅ヶ崎市
平成 31 年度	横浜市
令和 4 年度	川崎市、横須賀市、秦野市
令和 5 年度	相模原市、伊勢原市、湯河原町
令和 6 年度	南足柄市

6 条例制定スケジュール

令和 6 年						令和 7 年			
5 月	6 月	8 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
経営戦略調整会議 （条例制定方針案）	第 1 回厚木市人権施策推進協議会	意見交換会	第 2 回厚木市人権施策推進協議会	パブリックコメント	経営戦略調整会議 （パブリックコメントの実施結果及び条例案）	議案準備	市議会 2 月定例会議提案	条例施行準備（周知・協定等）	条例施行 4 / 1

※ 随時、支援内容の検討・関係各課との調整